

組入比率引き下げのお知らせ

足もとの基準価額の状況に基づき、「日本株式」と「日本REIT」の組入比率の引き下げを行いました。

以下のとおり、1月27日時点の当ファンドの状況についてお知らせします。

当ファンドでは、各資産の過去一定期間における値動きをもとに、基準価額の変動リスクの水準が概ね年率3%となるよう毎営業日、資産配分比率（ターゲットウェイト）を見直しております。基準価額の変動リスク上昇（低下）局面では「日本株式」と「日本REIT」の組入比率を機動的に引き下げ（引き上げ）ます。

- ◆足もと基準価額の変動リスクが上昇したことから組入比率を引き下げ、1月27日時点では日本株式4.5%、日本REIT4.6%となりました。
- ◆当ファンドでは「日本債券」への投資比率を概ね70%程度とし、「日本株式」、「日本REIT」の組入比率を機動的に調整することで、引き続き、中長期的に安定的な成長をめざして運用を行ってまいります。

各資産の組入比率

(単位：%)

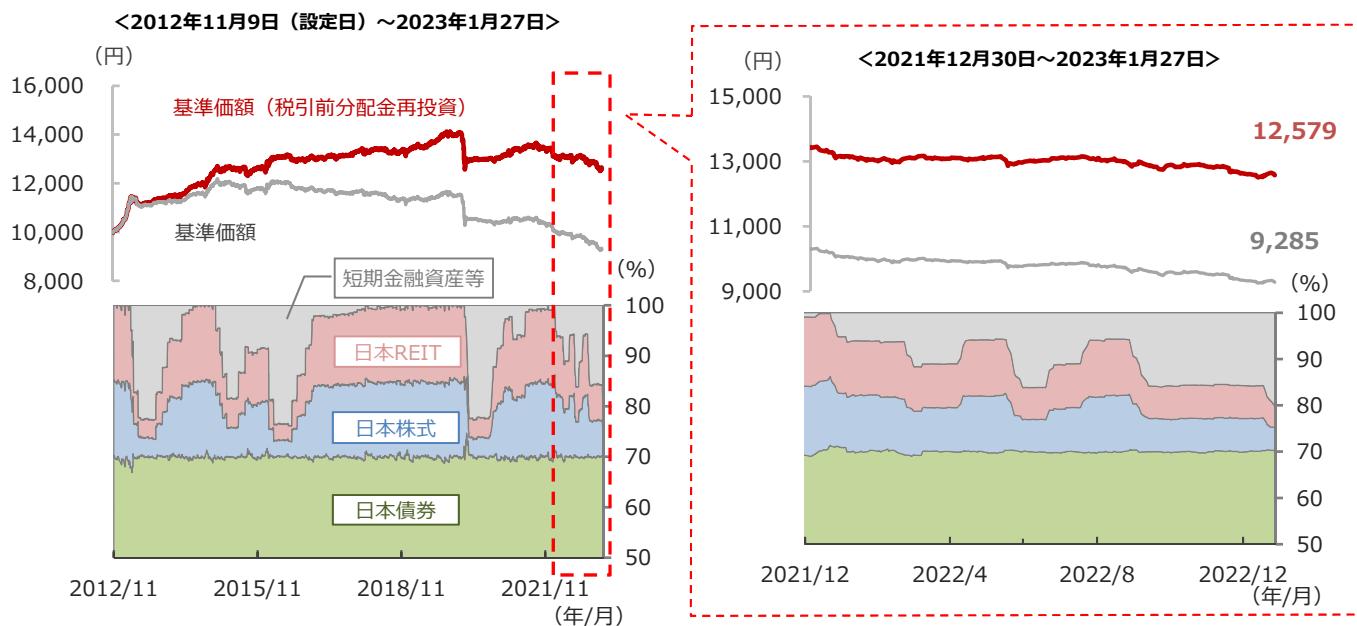
	2022/10/13時点 (前回調整時)	2023/1/27時点	差	基本 配分
日本債券	70.1	70.1	+0.0	70.0
日本株式	7.1	4.5	-2.6	15.0
日本REIT	7.0	4.6	-2.5	15.0
短期金融資産等	15.8	20.8	+5.0	0.0

※各資産配分比率は各資産のマザーファンド評価額の当ファンドの純資産総額に占める割合です（以下同じ）。

※日本債券は概ね70%程度の組入比率としていますが、組入債券の時価評価等により比率は若干変動します。

※四捨五入の関係で合計が100%または0%にならない場合、および差の数値が異なる場合があります。

「円奏会（毎月決算型）」の基準価額と各資産の組入比率の推移



※基準価額、基準価額（税引前分配金再投資）は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※短期金融資産等とは、1年以内に償還を迎える有価証券やキャッシュ等の金融資産等を指します。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの主なリスクについて

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの費用について

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に 1.65%（税抜1.5%） の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年率0.924%（税抜0.84%） を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

- お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は
後掲の販売会社一覧をご確認ください。

- 設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



収益分配金に関する留意事項



- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



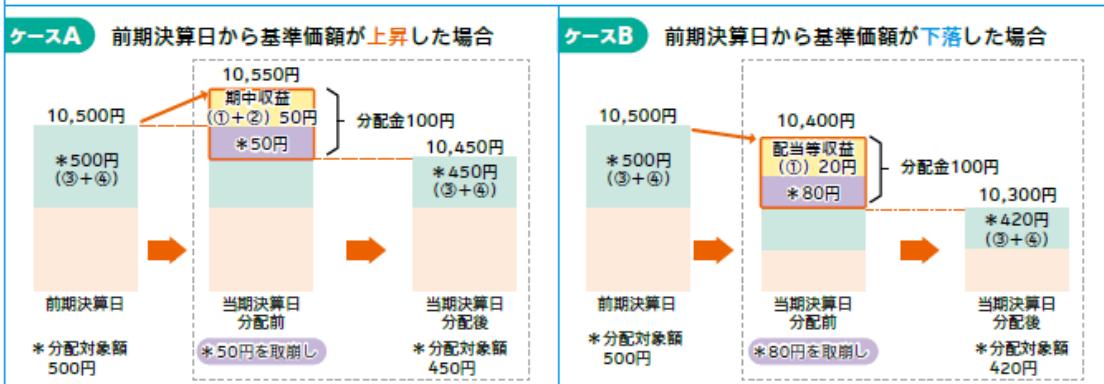
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

①配当等収益（経費控除後） ②評価益を含む売買益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合
<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>普通分配金 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本</p>	<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本</p>

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

販売会社一覧 (作成日時点)

商号（五十音順）	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 愛知銀行	○		東海財務局長（登金）第12号	○			
株式会社 あおなみ銀行	○		関東財務局長（登金）第8号	○		○	
株式会社 青森銀行	○		東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社 足利銀行	○		関東財務局長（登金）第43号	○		○	
株式会社 イオン銀行	○		関東財務局長（登金）第633号	○			
いちよし証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社		○	近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
S M B C 日興証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社 S B I 証券		○	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社 S B I 新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券)	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 S B I 新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 愛媛銀行	○		四国財務局長（登金）第6号	○			
株式会社 大分銀行	○		九州財務局長（登金）第1号	○			
岡崎信用金庫	○		東海財務局長（登金）第30号	○			
岡三証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
おかやま信用金庫	○		中国財務局長（登金）第19号	○			
株式会社 神奈川銀行	○		関東財務局長（登金）第55号	○			
株式会社 北日本銀行	○		東北財務局長（登金）第14号	○			
株式会社 紀陽銀行	○		近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社 京都銀行	○		近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
京都信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第52号	○			
株式会社 きらやか銀行	○		東北財務局長（登金）第15号	○			
株式会社 熊本銀行	○		九州財務局長（登金）第6号	○			
株式会社 群馬銀行	○		関東財務局長（登金）第46号	○		○	
株式会社 滋賀銀行	○		近畿財務局長（登金）第11号	○		○	
静銀ティーム証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第10号	○			
株式会社 七十七銀行	○		東北財務局長（登金）第5号	○		○	
七十七証券株式会社		○	東北財務局長（金商）第37号	○			
株式会社 清水銀行	○		東海財務局長（登金）第6号	○			
株式会社 十八親和銀行	○		福岡財務支局長（登金）第3号	○			
株式会社 常陽銀行	○		関東財務局長（登金）第45号	○		○	
株式会社 仙台銀行	○		東北財務局長（登金）第16号	○			
株式会社 大光銀行	○		関東財務局長（登金）第61号	○			
第四北越証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第128号	○			
株式会社 大東銀行	○		東北財務局長（登金）第17号	○			
株式会社 千葉銀行	○		関東財務局長（登金）第39号	○		○	
株式会社 千葉興業銀行	○		関東財務局長（登金）第40号	○			
株式会社 中京銀行	○		東海財務局長（登金）第17号	○			
株式会社 中国銀行	○		中国財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社 筑波銀行	○		関東財務局長（登金）第44号	○			
東海東京証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第140号	○		○	○
株式会社 東京スター銀行	○		関東財務局長（登金）第579号	○		○	
株式会社 柄木銀行	○		関東財務局長（登金）第57号	○			
株式会社 鳥取銀行	○		中国財務局長（登金）第3号	○			
長野證券株式会社		○	関東財務局長（金商）第125号	○			
株式会社 南都銀行	○		近畿財務局長（登金）第15号	○			
南都まほろば証券株式会社		○	近畿財務局長（金商）第25号	○			
株式会社 西日本シティ銀行	○		福岡財務支局長（登金）第6号	○		○	
野村證券株式会社		○	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
株式会社 八十二銀行	○		関東財務局長（登金）第49号	○		○	
P W M 日本証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第50号	○			○
株式会社 百五銀行	○		東海財務局長（登金）第10号	○		○	
百五証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第134号	○			
株式会社 百十四銀行	○		四国財務局長（登金）第5号	○		○	
ひろぎん証券株式会社		○	中国財務局長（金商）第20号	○			
株式会社 広島銀行	○		中国財務局長（登金）第5号	○		○	
フィデリティ証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第152号	○	○		
株式会社 福井銀行	○		北陸財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社 福岡銀行	○		福岡財務支局長（登金）第7号	○		○	
株式会社 福岡中央銀行	○		福岡財務支局長（登金）第14号	○			
株式会社 福島銀行	○		東北財務局長（登金）第18号	○			
碧海信用金庫	○		東海財務局長（登金）第66号	○			
株式会社 北都銀行	○		東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社 北陸銀行	○		北陸財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社 北海道銀行	○		北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
松井証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第164号	○		○	

※岡三証券株式会社は一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しています。

販売会社一覧 (作成日時点)

商号（五十音順）	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
マネックス証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第167号	○			
株式会社 三菱UFJ銀行	○		関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
株式会社 三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	○		関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	○		関東財務局長（登金）第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第181号	○	○		
株式会社 みなど銀行	○		近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社 山形銀行	○		東北財務局長（登金）第12号	○			
株式会社 山梨中央銀行	○		関東財務局長（登金）第41号	○			
株式会社 ゆうちょ銀行	○		関東財務局長（登金）第611号	○			
楽天証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

以下は取次販売会社です。

商号（五十音順）	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
大阪信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第45号				
蒲郡信用金庫	○		東海財務局長（登金）第32号				
北伊勢上野信用金庫	○		東海財務局長（登金）第34号				
埼玉県信用金庫	○		関東財務局長（登金）第202号	○			
さがみ信用金庫	○		関東財務局長（登金）第191号				
三条信用金庫	○		関東財務局長（登金）第244号				
城北信用金庫	○		関東財務局長（登金）第147号	○			
西武信用金庫	○		関東財務局長（登金）第162号	○			
関信用金庫	○		東海財務局長（登金）第45号				
玉島信用金庫	○		中国財務局長（登金）第30号				
千葉信用金庫	○		関東財務局長（登金）第208号				
西尾信用金庫	○		東海財務局長（登金）第58号	○			
はぐさん信用金庫	○		北陸財務局長（登金）第35号				
幡多信用金庫	○		四国財務局長（登金）第24号				
浜松磐田信用金庫	○		東海財務局長（登金）第61号				
播州信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第76号	○			
姫路信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第80号	○			
兵庫信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第81号	○			
平塚信用金庫	○		関東財務局長（登金）第196号				
水戸信用金庫	○		関東財務局長（登金）第227号				
横浜信用金庫	○		関東財務局長（登金）第198号	○			